

北大阪急行電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に係る審議  
(第4回)

1. 日 時

平成29年2月16日(木) 10時30分～10時50分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

松田英三、河野康子、山田攝子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 川崎調査官、木村課長補佐

4. 議事概要

- 事案処理職員から公聴会開催の申請はなかった旨の報告があり、平成28年12月22日(木)並びに平成29年1月12日(木)及び2月2日(木)の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件については、鉄道事業法第16条第2項の認可の基準に適合しており、申請どおり認可することが適当であるとの結論を得た。
- 次に、事案処理職員から答申案について説明を聴取した後、委員相互間で答申の内容について討議を行った。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。